

< 条件付き一般競争入札説明書 >

次のとおり業務番号「財R4-06」の業務について条件付き一般競争入札を行います。

令和4年1月31日

公益財団法人かながわ海岸美化財団
代表理事 松浦 治美

1 業務内容

「業務別発注概要書」に記載のとおりです。

2 条件付き一般競争入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、参加資格確認申請期限の日(申請期間の末日)から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します(「キ」は落札候補者の事後審査時に満たしていること。)

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- イ 神奈川県又は対象業務地の市町から、入札参加制限又は指名停止の措置中でない者
- ウ 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けたことのある者でないこと
ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた者を除きます
- エ 入札参加資格確認申請期限以前6箇月以内に取引銀行において、不渡り手形又は不渡り小切手を出したことのない者
- オ 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされていない者
- カ 事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- キ 積算内訳書(入札金額を積算したもの)を提出できる者
- ク 「業務別発注概要書」に記載した条件を満たす者

3 条件付き一般競争入札参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び条件付き一般競争入札参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、業務別発注概要書に記載した期限までに、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(第2号様式)により、入札参加資格確認申請を行ってください。条件付き一般競争入札参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び条件付き一般競争入札参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

4 条件付き一般競争入札参加資格確認通知

条件付き一般競争入札参加資格確認通知書により、業務別発注概要書に定めた期限までに資格の有無を通知します。ただし、参加資格が認められた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

5 資格がないとされた者の説明要求

条件付き一般競争入札参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して6日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下「休日を除く。」という。)に条件付き一般競争入札参加資格説明要求書(第5号様式)を当事務所に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内(休日を除く。)に、条件付き一般競争入札参加資格説明回答書により、郵送又はFAX等の方法で送付し、回答します。

6 入札書の提出

- (1) 入札書は、条件付き一般競争入札海岸清掃業務入札書(第9号様式)(以下「入札書」という。)により、業務別発注概要書に定めたとおり提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札(3回を限度とする。)を行います。この場合には、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、代表者の委任状と代理人が本人であると確認できる身分証明書(免許証等)を持参してください。

7 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者に対しては条件付き一般競争入札落札候補者決定通知書により、FAX等で連絡の上、改めて参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、全員について審査をした上で、くじ引きにより落札者を決定します。

また、落札者を決定した時は、インターネット(財団ホームページ上)において公表します。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日(休日を除く。)の17時15分までに次の書類を当事務所あてにFAX又は持参してください。

- (1) 積算内訳書(入札金額を積算したもの)(再度入札の場合は、再度入札金額を積算したもの)
- (2) その他、業務別発注概要書等で指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、無効と決定された日から起算して6日(休日を除く。)以内に申立書を当事務所に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内(休日を除く。)に回答します。

10 入札保証金及び契約保証金

免除します。

11 その他

- (1) 落札者が契約締結までに上記2に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ その他入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - オ 入札書に記名押印及び入札事項を表示しない入札
 - カ 意思表示が不明確な入札
- (5) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (6) 契約の締結は当財団の令和4年度予算が成立した後に行います。令和4年度予算が成立しない場合には契約を締結しないことがあります。なお、この場合において落札者は不服を申立てできないこととします。

誓約事項及び条件付き一般競争入札参加資格確認に係る注意

1 条件付き一般競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件業務の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

誓 約 事 項

当社(私)は、本件業務の参加資格確認申請期限の日において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に1から5のいずれかに該当することとなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 2 入札参加資格確認申請期限の日以前2年以内に銀行取引停止処分を受けたことのある者に該当しません。
(※会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた者を除く。)
- 3 入札参加資格確認申請期限の日以前6箇月以内に取引銀行において、不渡り手形又は不渡り小切手を出したことがある者に該当しません。
- 4 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされている者に該当しません。
- 5 事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者に該当しません。

2 入札参加資格確認について

条件付き一般競争入札参加資格確認通知書により参加資格が認められた場合でも(その時点では細部にわたる資格確認はしていません。)、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。